令和4年度 公文書開示状況(12月決定分) 総務局

					ž	東定国			(札	艮拠	規定)	条例] 7:	条		
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開語	- 非開示	不存在	存否応答拒否	号号号	3 号 -	4 5 号 号	6 号	7 号 -	8 9 号 号	非開示理由等	所管局部課等
1	R4. 11. 10		2月3日 メール 添付ファイル 2月8日 文書 2月15日 メール 2月25日 メール 添付ファイル 2月27日 メール 添付ファイル 3月1日 オール 添付ファイル 3月1日 メール 添付ファイル 3月1日 メール 添付ファイル 3月1日 メール 添付ファイル 3月1日 メール 添行ファイル 5月12日 メール 添付ファイル 5月12日 アイル 5月12日 アイル 5月12日 アイル 5月27日 アイル 5月27日 アイル 6月27日 アイル 6月27日 アイル 6月27日 アイル 6月2日 メール 添付ファイル 6月2日 メール 添付ファイル 6月3日 アイル 1月19日 メール 派付ファイル 7月11日 メール 派付ファイル 7月11日 メール	175		ı			1		1	1			(条例第7条第2号) 特定の個人を識別することができるもの又は特定の 個人を識別することはできないが権利利益を侵害す るものであるため (条例第7条第4号) 犯罪の予防や秩序の維持に支障をきたすおそれがあ るため (条例第7条第6号) 業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	人権部人権施策推進課
2	R4. 11. 28	R4. 12. 12	1 公文書の件名 1 行政不服審査法 事務取扱ガイドライン 2 行政不服審査法 事務取扱ガイドライン [様式編]	323	1											総務部法務課
3	R4. 10. 31	R4. 12. 13	1 LOCAL IMPLEMENTING AGREEMENT FOR LIMITED DISASTER PREPAREDNESS/RESPONSE ACCESS TO USFJ FACILITIES AND AREAS 2 災害準備及び災害対応のための在日米軍の施設及び区域への限定的立入りについての現地実施協定 3 ADDENDUM NO.2 TO LOCAL IMPLEMENTING AGREEMENT FOR LIMITED DISASTER PREPAREDNESS/RESPONSE ACCESS TO USFJ FACILITIES AND AREAS 4 災害準備及び災害対応のための在日米軍の施設及び区域への限定的立入りについての現地実施協定 附則番号2	12		L			1	1	1	1			(条例第7条第2号) 特定の個人を識別することができるものであるため (条例第7条第3号) 法人等に係る情報で、公にすることにより法人等の 事業運営上の地位が損なわれると認められるため (条例第7条第4号) 犯罪の予防や秩序の維持に支障をきたすおそれがあ るため (条例第7条第6号) 業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	総合防災部 防 災計画課

					決定区分					(根	拠ま	見定)	条值	列フ	条		
月	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示				1号	2号	3 4号	1 5号号	6 号	7 号	8 9 号	, 非開示理由等	所管局部課等
4	R4. 11. 29	R4. 12. 13	(1) 令和4年7月11日付事務連絡 「安倍晋三元総理の葬儀等における半旗の掲揚について」 (2) 令和4年7月11日付メール 「安倍晋三元総理の葬儀等における半旗の掲揚について」 (3) 局長レク等議事要旨記録票 (4) 本件に関与した職員の出勤簿	11		1				1			1			(条例第7条第2号) 特定の個人を識別することができるもの又は特定の 個人を識別することはできないが権利利益を侵害す るものであるため (条例第7条第6号) 業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	総務部総務課
	R4. 10. 18	R4. 12. 16	第21回 北進線改修事業に係る専門家会議資料	99		1					:	l				(条例第7条第4号) 犯罪の予防や秩序の維持に支障をきたすおそれがあ るため	小笠原支庁母 島出張所
(R4. 11. 22	R4. 12. 19	 ・DV等支援措置対象者数に関する調査票(平成28年12月1日現在) ・DV等支援措置対象者数に関する調査票(平成29年12月1日現在) ・DV等支援措置対象者数に関する調査票(平成30年12月1日現在) ・DV等支援措置対象者数に関する調査票(令和元年12月1日現在) ・DV等支援措置対象者数に関する調査票(令和2年12月1日現在) ・DV等支援措置対象者数に関する調査票(令和2年12月1日現在) 	12	1											0147	行政部振興企 画課
,	R4. 12. 9	R4. 12. 22	平成元年8月1日付け元総行振265号「行政財産の一部使用許可について」 平成元年9月12日付け元総行振313号「財団法人東京都島しょ振興公社の設立について」 平成元年9月12日付け元総行振314号「東京都島しょ振興公社設立に係る関係書類の提出について」 平成元年9月28日付け元総行振351号「財団法人東京都島しょ振興公社の設立に係る出捐金及び貸付金の支出について」 平成元年10月2日付け元総行振387号「財団法人東京都島しょ振興公社運営資金貸付に係る金銭消費貸借契約の締結について」 要成2年3月26日付け元総行振674号「平成元年度財団法人東京都島しょ振興公社運営費補助金交付要綱の制定について」 平成2年3月28日付け元総行振700号「平成元年度財団法人東京都島しょ振興公社運営運営補助金の交付について」 野団法人東京都島しょ振興公社規程集 財団法人東京都島しょ振興公社規程集	1075		1						L				(条例第7条第4号) 犯罪の予防や秩序の維持に支障をきたすおそれがあ るため	行政部振興企 画課
8	R5. 12. 16	R5. 12. 23	○○の差押調書謄本一式	-				1								(条例第7条第2号) 特定の個人を識別することができるものであるため	総務部情報公 開課

						決定区分				(相	艮拠,	規定)	条任	列 フ	条		
月整理番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非常表	存否応答拒否		2号	3 号 :	4 5号号	6 号	7 号	8 9 号	非開示理由等	所管局部課等
9	R4. 11. 24	R4. 12. 26	2月3日 メール 8月12日 メール	224		1				1		1	1			(条例第7条第2号) 特定の個人を識別することができるもの又は特定の 個人を識別することはできないが権利利益を侵害す るものであるため (条例第7条第4号) 犯罪の予防や秩序の維持に支障をきたすおそれがあ るため (条例第7条第6号) 業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	人権部人権施策推進課
10	R4. 12. 15	R4. 12. 26	東京都総務局のサイトに公表されている答申 (H29.8.23 生活保護法63条の規定に基づく返還金額決定処分) の裁決書 (裁決日 平成29年9月7日 28総総法査第548号ないし同第552号) ただし、以下の情報を除く。 (1) 特定の個人の氏名及び住所 (2) 区市の名称(処分庁及び区市長の名称に当該区市の名称が含まれている場合は、当該区市名及び当該区市長名を含む。)	16	1												総務部法務課
11	R4. 12. 15	R4. 12. 27	兼業実績報告一覧表	3		1				1						(条例第7条第2号) 特定の個人を識別することができるもの又は特定の 個人を識別することができないが権利利益を侵害す るものであるため	総務部総務課